



# 埼玉県報

第2158号

平成22年2月16日

火曜日

## 目次

### 告示

- [埼玉県浄書センター印刷製本業務委託に係る一般競争入札の公告\(文書課\)](#)
- [県有地の売却に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [新座都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [和光北インター地域土地区画整理組合の理事の氏名及び住所\(市街地整備課\)](#)
- [データ交換システム機器の賃貸借に係る一般競争入札の公告\(会計課\)](#)

- [行政手続等電子化システムサーバの賃貸借に係る一般競争入札の公告\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [古物商許可取消処分の告示\(生活安全企画課\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書（平成十八年分）の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書（平成十九年分）の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書（平成二十年分）の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書（平成二十年分）の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書（平成二十年分）の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書（平成二十年分）の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書（平成二十年分）の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書（平成二十年分）の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書（平成二十年分）の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書（平成二十年分）の訂正\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県浄書センター印刷製本業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成 22 年 4 月 1 日(木)から平成 23 年 9 月 30 日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県総務部文書課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力し、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成 20 年埼玉県告示第 1032 号)に基づき、業種区分「印刷の請負」の A 等級又は B 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
文書課公印・浄書担当 関根、高橋 電話 048-830-2520(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成22年3月23日(火)から平成22年3月29日(月)午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成22年3月23日(火)から平成22年3月26日(金)午後5時まで

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部文書課 平成22年3月29日(月)午前9時10分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請

書を入札説明書に従い、平成 22 年 3 月 5 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成 22 年 2 月 22 日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Commissioning of printing and binding services to be done at the Printing Center of the Saitama Prefectural Government.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: by 5:00 p.m., March 26, 2010

By electronic bidding system: by 9:00 a.m., March 29, 2010

(3) Contact Information:

Documents Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural  
Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2520

# 告示

埼玉県告示第百八十七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 入札内容

### イ 件名

土地建物の売却

### ロ 物件の表示

物件番号 三

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
鴻巣市鎌塚字東通二六九番一	宅地	一、〇三六・一一一
鴻巣市鎌塚字東通二六九番三	公衆用道路	四三

建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
鴻巣市鎌塚字東通二六九番地一	共同住宅	八〇一・八三

## 二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

## 三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課公有財産担当 担当 清水、若林

電話〇四八一一八三〇一二五八一(直通)

## 四 入札手続等

### イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十二年三月九日(火)から三月二十五日(月)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間



を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

平成二十二年三月十八日(木) 午前十時三十分から

締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 職員会館二階二〇三

会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者とした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

# 告 示

埼玉県告示第百八十八号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二 トリ久喜店

久喜市本町七丁目八番十四号

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時まで

（変更後）午前十時から午後九時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分まで

（変更後）午前九時三十分から午後九時三十分まで

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月二十二日

## ニ 届出年月日

平成二十二年一月二十九日

## 二 縦覧期間

平成二十二年二月十六日から平成二十二年六月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年二月十六日から平成二十二年六月十六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ草加店

草加市長栄町五百八十一番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時まで

（変更後）午前十時から午後九時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分まで

（変更後）午前九時三十分から午後九時三十分まで

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月二十二日

## ニ 届出年月日

平成二十二年一月二十九日

## 三 縦覧期間

平成二十二年二月十六日から平成二十二年六月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十二年二月十六日から平成二十二年六月十六日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ新座店

新座市野火止四丁目四番四十三号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時まで

（変更後）午前十時から午後九時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分まで

（変更後）午前九時三十分から午後九時三十分まで

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月二十二日

## ニ 届出年月日

平成二十二年一月二十九日

## 二 縦覧期間

平成二十二年二月十六日から平成二十二年六月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十二年二月十六日から平成二十二年六月十六日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第九十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十一年八月六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	埼玉直第 六四四号
肥料の種類	加工家さんふん肥料
肥料の名称	愛鶏園鶏ふん肥料
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇
登録の有効期限	平成二十七年八月八日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	株式会社愛鶏園 神奈川県横浜市神奈川区菅田町2954 番地

# 告 示

埼玉県告示第九十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第十二条第二項の規定により、平成二十一年八月十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



登録番号	埼玉直第 六二〇号
肥料の種類	副産動物質肥料
肥料の名称	副産動物質肥料55号
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり
登録の有効期限	平成二十四年八月十七日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

# 告 示

埼玉県告示第九十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十一年九月十一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	埼玉直第 六四五号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	混合有機質3号
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり。
登録の有効期限	平成二十四年九月十一日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	千成産業株式会社 埼玉県白高市原宿753番地1

# 告 示

埼玉県告示第九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十一年十月二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	埼玉県第 三七一号
肥料の種類	なたね油かす及びその 粉末
肥料の名称	5・3なたね油かす粉末
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇
登録の有効期限	平成二十七年十月七日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	米澤製油株式会社 埼玉県熊谷市上之2793番地

# 告 示

埼玉県告示第九十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十一年十月二十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	埼玉直第 五五八号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	乾燥菌体肥料F 1号
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり
登録の有効期限	平成二十四年十月二十八日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	フジッコ株式会社 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目13 番地4

# 告 示

埼玉県告示第九十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十一年十一月二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



登録番号	埼玉直第 五八三号
肥料の種類	魚かす粉末
肥料の名称	魚かす粉末1号
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇
登録の有効期限	平成二十七年十一月六日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

# 告 示

埼玉県告示第九十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十一年十一月二十七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	埼玉直第 六五四号	埼玉直第 六五五号
肥料の種類	魚かす粉末	魚かす粉末
肥料の名称	魚膏(粒)	魚膏(細粒)
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 四・五 りん酸全量 二〇・五	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一六・〇
登録の有効期限	平成二十七年十二月二日	平成二十七年十二月二日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	関東肥料工業株式会社 東京都江東区福住二丁目12番15号	関東肥料工業株式会社 東京都江東区福住二丁目12番15号

# 告 示

埼玉県告示第百九十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十一年十二月十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	埼玉直第 六五六号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	千成混合有機質肥料
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有害成分 の最大量は、公定規格のと おり。
登録の有効期限	平成二十五年一月六日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	千成産業株式会社 埼玉県川口市原宿753番地1

# 告 示

埼玉県告示第二百号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十二年一月十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	埼玉直第 五五七号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	乾燥菌体肥料4号
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 六・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のお り
登録の有効期限	平成二十五年一月二十五日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

# 告 示

埼玉県告示第二百一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十二年一月二十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



登録番号	埼玉直第 六〇六号
肥料の種類	消石灰
肥料の名称	60・0 消石灰
保証成分量(%) その他の規格	アルカリ分 六〇・〇
登録の有効期限	平成二十八年 月十四日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	岩水石灰工業株式会社 静岡県浜松市浜北区根堅2345番地

# 告示

埼玉県告示第二百二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により和光北インター地域土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

就任した理事の氏名及び住所

氏名	住所
井口 嘉四朗	和光市新倉二丁目二三番八号
大澤 喜一	和光市丸山台一丁目六番七号
金子 政義	朝霞市根岸台四丁目五番三号
川島 義彰	和光市新倉二丁目四番五号
久保 康夫	東京都板橋区成増四丁目二九番一三号
齊藤 勇雄	朝霞市根岸台八丁目一番七号
清水 宏二	和光市新倉二丁目三〇番五三号
鈴木 欽一	朝霞市根岸台七丁目二番一六号
富岡 進	和光市新倉二丁目二〇番三六号
本多 好太郎	和光市新倉一丁目二九番八〇号
本多 重幸	和光市新倉二丁目三三番二号
本多 宏樹	和光市新倉二丁目三三番二号
本多 康男	和光市新倉一丁目五番二一号
山田 利久	和光市新倉三丁目七番一六号

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

データ交換システム機器の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成 22 年 8 月 1 日（日）から平成 27 年 7 月 31 日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除

措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話 048-832-0110 内線 2245 ファクシ  
ミリ 048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 31 日（水）午後 1 時 50 分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 30 日（火）午後 5 時まで（必着）

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 31 日（水）午後 1 時 50 分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成 22 年 3 月 31 日（水）午後 2 時

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成22年3月23日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（2（5）に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3（1）の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成 22 年 2 月 22 日 (月) までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Data switching system equipment.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;1:50 p.m.,march 31,2010 By mail;5:00p.m.,march 30,2010 In person;1:50 p.m.,march 31,2010
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

行政手続等電子化システムサーバ等機器の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成 22 年 8 月 1 日（日）から平成 27 年 7 月 31 日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除

措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話 048-832-0110 内線 2245 ファク  
シミリ 048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 31 日（水）午後 1 時 30 分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 30 日（火）午後 5 時まで

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 31 日（水）午後 1 時 30 分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成 22 年 3 月 31 日（水）午後 1 時 40 分

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成22年3月23日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（2（5）に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3（1）の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成 22 年 2 月 22 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5755 (直通)) へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Administrative procedure computerization system server etc.

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;1:30 p.m., march 31, 2010 By mail;5:00p.m., march 30, 2010 In person;1:30 p.m., march 31, 2010

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年二月四日

指令川建セ第二一〇一六〇〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年二月十日

第二一〇一六九号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字福田字馬場二二六三 一、二二六一の各一部及び二二六二

一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字福田七五〇番地一

滑川町長 吉田 昇

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年一月二十五日

指令川建セ第二一〇一五〇〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年二月十日

第二一〇一六八号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字中道北七九二八、一二、一五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字水房二五一番地

林 佐和子

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

### 一 許可番号

平成二十一年十一月十三日

指令越建セ第二一〇一一三一号

### 二 検査済証番号

平成二十二年二月十日

第四〇一一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字台字南九二九―三

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市青毛三丁目一―二―二 コートプレジオ二〇二

河田 稔・河田 恵子

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

## 一 許可番号

平成二十二年一月十九日

指令越建セ第二一〇一五六〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年二月十日

第四〇三一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町葛梅二丁目二二一一、二二一一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町上内二一六二―三―一〇三

相澤 均



# 告 示

埼玉県公安委員会告示第38号

次の者に送達する書類（平成22年2月3日付け埼玉県公安委員会指令甲第33号）を埼玉県警察本部生活安全部生活安全企画課に保管してあるので、出頭の上、交付を受けられたい。

平成22年2月16日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

1 送達を受けるべき者

埼玉県鳩ヶ谷市八幡木二丁目12番地の2 第2河路ハイツA号

田川 正貴

2 書類を保管する機関の所在地及び連絡先

(1) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(2) 048-832-0110（内線3036）

3 到達の日

平成22年3月2日（火）をもって、法律上、当該書類が送達を受けるべき者に到達したものとみなす。

# 告示

## 埼玉県選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第12区総支部の平成十八年分収支報告書に関し、平成二十一年十月十六日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
一四六	上	八
課	(1) 収入総額	10,883,908円
正	(1) 収入総額	12,683,908円
		十
課	イ 本年收入額	8,377,137円
正	イ 本年收入額	10,177,137円
		十一
課	(2) 支出総額	9,818,658円
正	(2) 支出総額	11,618,658円
		十八行目の次に次の一行を加える。
	b 法人・その他の団体からの寄附	1,800,000円
		一十四
課	計	8,377,137円
正	計	10,177,137円
		ト 一行目の次に次の三行を加える。
イ 法人・その他の団体からの寄附	(金額)	(事務所の所在地)
	(寄附者の名称)	
	(有) 昭和自動車工作所	1,800,000円 熊谷市
		十三行目の次に次の一行を加える。
(エ) その他の経費		1,800,000円
		十四
課	計	9,818,658円

出 合 計

11,618,658円

十四行目の次に次の四行を加える。

3 資産等の内訳

(1) 動産

(品 目)	(数 量)	(取得の価額)	(取得年月日)
自動車	1台	1,800,000円	平成18年 8月24日

# 告示

## 埼玉県選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第12区総支部の平成十九年分収支報告書に関し、平成二十一年十月十六日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
一六二	下	六行目の次に次の四行を加える。

### 3 資産等の内訳

(1) 動産	(品 目)	(数 量)	(取得の価額)	(取得年月日)
	自動車	1台	1,800,000円	平成18年 8月24日

# 告示

## 埼玉県選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第12区総支部の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十一年十月十六日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
一四七	上	二十七行目の次に次の四行を加える。

### 3 資産等の内訳

(1) 動産	(品 目)	(数 量)	(取得の価額)	(取得年月日)
自動車		1台	1,800,000円	平成18年 8月24日

# 告示

埼玉県選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された泉の会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年一月二十一日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年十二月二十五日付け埼玉県選管告示第百七十二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
五六	下	二十
誤	青山 茂之	本庄市
正	青山 茂之	本庄市

二十行目の次に次の十九行を加える。

服部 浩一	120,000 円	本庄市
関根 貢	120,000 円	本庄市
岡 治道	120,000 円	本庄市
松澤 國彦	120,000 円	本庄市
高橋 茂雄	120,000 円	本庄市
黒岩 茂夫	120,000 円	本庄市
佐々木 亮	120,000 円	本庄市
清水 由紀夫	120,000 円	本庄市
高柳 育行	120,000 円	本庄市
堀川 明	120,000 円	本庄市
渋谷 修身	120,000 円	本庄市
富沢 峰雄	120,000 円	本庄市
千田 俊哉	120,000 円	児玉郡美里町
木村 臣良	60,000 円	本庄市
鈴木 和喜	120,000 円	本庄市
吉田 昌爾	120,000 円	児玉郡神川町
坂本 公也	120,000 円	児玉郡神川町
野澤 章夫	120,000 円	児玉郡上里町
福島 修	120,000 円	本庄市

誤	その他の寄附	5,880,000 円
正	その他の寄附	3,540,000 円

# 告示

埼玉県選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された内山純夫後援会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十一年十月七日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
一三三〇	上	八
課	(1) 収入総額	〇円
丑	(1) 収入総額	270,000円
		十
課	イ 本年收入額	〇円
丑	イ 本年收入額	270,000円

十一行目の次に次の十行を加える。

## 2 収入・支出の内訳

### (1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附 270,000円

合計 270,000円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

民主党埼玉県総支部連合会 270,000円 さいたま市



# 告示

埼玉県選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治経済フォーラムの平成二十年分収支報告書に関し、平成二十一年十月一日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
四九一	下	二
誤	民主党埼玉県第3区総支部	1,616,000円 さいたま市
正	民主党埼玉県総支部連合会	1,616,000円 さいたま市

# 告示

埼玉県選管告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された玉生芳明後援会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十一年十月二十三日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百四十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
五四三	下	六
誤	(1) 収入総額	1,473,279円
正	(1) 収入総額	1,503,279円
		八
誤	イ 本年收入額	1,340,480円
正	イ 本年收入額	1,370,480円
		十七
誤	ロ 政治団体からの寄附	70,000円
正	ロ 政治団体からの寄附	100,000円
		十八
誤	計	1,070,000円
正	計	1,100,000円
		二十五
誤	民主党埼玉県総支部	70,000円
正	民主党埼玉県総支部	100,000円
		さいたま市
		さいたま市

# 告示

埼玉県選管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された戸田をよくする会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十一年十一月四日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百四十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
五六四	下	六	
繰	(1) 収入総額	10,000円	
正	(1) 収入総額	260,000円	
		八	
繰	イ 本年収入額	10,000円	
正	イ 本年収入額	260,000円	
		九	
繰	(2) 支出総額	8,661円	
正	(2) 支出総額	258,661円	
		十四行目の次に次の一行を加える。	
	b 政治団体からの寄附	250,000円	
		十五	
繰	計	10,000円	
正	計	260,000円	
		十九行目の次に次の三行を加える。	
イ	政治団体からの寄附		
	(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
	民主党埼玉県総支部連合会	250,000円	さいたま市
			二十一行目の次に次の一行を加える。
	(ア) 寄附・交付金	250,000円	
			二十三
繰	計	8,661円	
正	計	258,661円	

# 告示

埼玉県選管告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された藤澤はるみ活きいきネット皆さんと共に歩む会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十一年十月二十六日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月十六日

県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
六五三	下	二十六	
誤	(1) 収入総額		1,500,000円
正	(1) 収入総額		1,530,000円
	六百五十四	上	一
誤	ㄥ 本年收入額		1,500,000円
正	ㄥ 本年收入額		1,530,000円
			八
誤	b 政治団体からの寄附		60,000円
正	b 政治団体からの寄附		90,000円
			九
誤	計		1,500,000円
正	計		1,530,000円
			十六
誤	民主党埼玉県総支部連合会		60,000円
正	民主党埼玉県総支部連合会		90,000円
			さいたま市
			さいたま市

# 告示

埼玉県選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出されたゆうあい政策研究会の平成二十年分収支報告書に關し、平成二十一年十月二日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
七四一	下	四
誤	(1) 収入総額	860,500円
正	(1) 収入総額	1,060,500円
		六
誤	イ 本年收入額	30,000円
正	イ 本年收入額	230,000円
		十一
誤	a 政治団体からの寄附	30,000円
正	a 政治団体からの寄附	230,000円
		十三
誤	合計	30,000円
正	合計	230,000円

十六行目の次に次の一行を加える。

民主党埼玉県総支部連合会 200,000円 さいたま市